

《当法人における感染防止対策について》

厚生労働省のマニュアルに沿って、感染防止対策の徹底・強化し、各部、拡大防止につとめてまいります。

●職員（同居人含む）は、出勤前の体温計測および、体調不良時の申し出を徹底し、管理者が確実に把握することとします。

（職員及び同居者が 37.5 度以上の発熱がある場合は、出勤を停止し、体調不良等がある場合は、出勤しないを原則とします。）

また、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意いたします。

●手洗い・消毒の徹底は当然ですが、公共交通機関での通勤時は、マスクの着用を義務付けています。また、業務中においても、マスクの着用を原則とします。

《マスクおよび消毒液の確保はできております》

事務所内は 24 時間換気を稼働していますが、さらに定期的（約 2 時間おき）に窓等を開け換気を行います。

●来館者及び委託業者等についても、施設内に立ち入る場合については、マスクの着用、消毒、体調の確認（体温測定をお願いすることもあります）、来館者記録の記入をお願いいたします。

●訪問等、居宅を訪れる際は、訪問に先立ち、利用者 本人・家族又は職員が本人の体調のご様子を伺い（体温計測をお願いすることもあります）、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ、適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、訪問時に当たっては以下の点に留意しながら柔軟に対応するようつとめます。

- ① 面談時にはお互いの間に一定の空間スペースをお願いいたします。また、ご自宅内の窓を開けるなどの換気をお願いいたします。
- ② 地域の保健センターとよく相談した上で、関係機関等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続することを基本とします。
- ③ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこととします。
- ④ 訪問に当たっては、訪問前後における手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこととします。

●感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めます（手洗い・うがい・マスク・消毒・記録・換気）

皆さまにおかれましても大変ご負担をおかけいたしますが、当法人も更なる対策を講じながら、継続してサービスの提供ができますよう努力してまいりますので、引き続き、感染防止へのご協力とご理解をお願いいたします。